

別紙

諮問第1083号

答 申

1 審査会の結論

「平成27年6月19日配付文書」ほか18件を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書に基づく協議に関する文書（2017年2月28日まで）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年4月28日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、情報公開請求によって検討中の資料を入手することで東京都の動きをつかみ、その対策を立てる必要があると考え、神宮外苑地区の問題に対しては資料が出てくるまで何度となく、情報公開請求をしてきた。

他のものは少しずつでも開示部分が増えるなど、状況の変化に応じて開示箇所が増えたりするが、神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書（以下「基本覚書」という。）に基づく協議に関する文書は常に非開示決定である。

そもそも非開示決定通知の法的根拠として示した条例の当てはめからして、恣意的である。

条例7条3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものである。

神宮外苑地区b区域のまちづくりの協議内容が条例7条3号で規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」になるとは思えない。

宗教法人明治神宮と一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラクル株式会社、三井不動産株式会社は都の機関でも国や独立行政法人でもなく、他の地方公共団体や地方独立行政法人でもないが、条例7条5号をあてはめて東京都と独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）以外の部分も含めて全部非開示決定にしている。

また、条例7条6号該当性についてであるが、条項イからホまでのどれに当てはめたかを説明せず一般論で切り捨てている。都民が情報公開制度を使うと法的根拠もあやふやな規定を当てはめて妨害する。開示決定をしてほしい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

非開示とした「平成27年6月19日配付文書」ほか18件の公文書は、基本覚書に基づき、当該地区のまちづくりについて、当該地区の地権者である宗教法人明治神宮、JSC、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラクル株式会社、三井不動産株式会社（以下これらの団体を合わせて「関係権利者」という。）と協議を行った際に配付した文書である。当該地区については、平成25年6月に神宮外苑地区地区計画が定められており、同地区計画では、緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、世界に誇れるスポーツクラスター（大規模スポーツ施設を中心とした様々な施設の集積）形成の実現を目標としている。

実施機関は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）後に同地区において民間が主体となって進めるまちづくりの方向性や公園まちづくり制度（民間の力を活用し、公園・緑地の整備を促進するための仕組み）の活用要件等について、関係権利者と協議を行いながら、検討を進めている。

対象公文書について非開示決定を行った理由及び根拠規定は、次のとおりである。

(1) 条例7条3号

対象公文書に記載された内容は、当該地区のまちづくりやまちづくりの対象地区（「b区域」と呼ばれる地区）内にある野球場等の施設の見通し等に関するものであり、未確定な法人等の事業活動に関する情報である。当該利用者や賃借人等の関係者と未調整の内容であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるものであるため、条例7条3号に該当する。

なお、本件対象公文書について、平成29年3月14日付けで関係権利者に対し意見照会した結果、各施設の利用者や関係者からの信頼が損なわれ、事業運営上の地位や社会的地位等が損なわれるなどの理由により、開示決定に対して反対の意思を示す意見書が全ての関係権利者から提出されている。

(2) 条例7条5号

対象公文書の一部には、都の機関の内部における検討に関する情報又は都とJSCとの協議に関する情報が記載されており、未確定であるこれらの情報を公にすることにより、施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれ、率直な意見の交換が妨げられるおそれがある。

また、各施設の今後の見通しに関する未成熟な情報が確定した情報と誤解され、各施設の利用者等でもある都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

さらに、各施設の今後の予定に関する検討段階の情報を公にすることにより、その内容を信用した者が当該地区や周辺地区の土地建物に関する事業に携わるなど、不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあり、条例7条5号に該当する。

(3) 条例7条6号

以下のとおり非開示理由を追加する。

仮に、本件対象公文書を開示した場合、関係権利者の事業運営を損ねるだけでなく、上記のとおり関係権利者が開示決定に対して反対の意思表示も示しているところ、都と関係権利者との信頼関係をも損ねることとなり、ひいては、今後の協議に協力が得られなくなるおそれがある。当地区におけるまちづくりには、関

係権利者との協議が不可欠であることから、都が取り組むまちづくりの推進そのものに支障を来すことにもなり、ひいては本件地区計画に定める目標の実現が難しくなることから、条例7条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 3日	諮問
平成30年 9月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月27日	新規概要説明（第192回第一部会）
平成30年10月29日	実施機関から理由説明聴取（第193回第一部会）
平成30年11月21日	審議（第194回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 「神宮外苑地区まちづくり」について

実施機関では、平成25年6月、神宮外苑地区における国立競技場の建替計画の具体化を契機に、同地区一体の再整備を進めるための「東京都市計画神宮外苑地区地区計画」（以下「本件地区計画」という。）を決定し、東京2020大会後に民間が主体となって進めるまちづくりの方向性や公園まちづくり制度の活用要件等について検討を進めている。

平成27年4月1日には、本件地区計画に定めた、神宮外苑地区内の緑豊かな風格あ

る都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現すること
を目標に、関係者が相互に連携・協力してまちづくりを進めることを目的とした基本
覚書を、都と関係権利者との間で締結した。

この基本覚書を踏まえ、実施機関は本件地区計画の方針に沿って、平成30年3月に
まちづくりの検討に係る基本的な考え方や今後の取組等について関係権利者と確認
書を取り交わした上で、同年4月にまちづくり検討会を設置し、東京2020大会後の神
宮外苑地区のまちづくり指針を策定すべく業務を執り行っている。

イ 本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して、別表に掲げる文書1から19まで（以下合わ
せて「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条3号及び5号に該当すると
して、非開示決定を行った。

また、平成30年9月25日付理由説明書により、今後も神宮外苑地区のまちづくり
を適切に進めるためには関係権利者との信頼関係に基づく協議が不可欠であり、本
件対象公文書を公にすることにより、都が取り組むまちづくりの推進に支障を来す
との理由から、条例7条6号にも該当するとして、非開示理由を追加した。

ウ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立
行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業
を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又
は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損な
われると認められるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書きにおいて、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそ
れがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要である
と認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずる
おそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認
められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消
費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められ
る情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであって

も開示しなければならない旨規定している。

条例7条5号は、「都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件対象公文書の非開示妥当性について

実施機関は、本件地区計画に係る神宮外苑地区b区域には都の所有する土地はなく、関係権利者6団体が有する土地で構成されている、このような状況下で同計画に掲げる目標を達成し、まちづくりを進めていくには、関係権利者のまちづくりへの参加と連携協力が不可欠であることから、基本覚書締結を契機に具体的な検討・合意を図るべく各関係権利者との協議・調整を行ってきたと説明する。

本件対象公文書は、これら各関係権利者との間での協議・調整を行う際に用いられた資料であり、また、これらの文書には本件地区計画に沿ったまちづくり検討に係る合意が進む段階に応じて、各関係権利者との個別的な調整内容が記載されているが、それらは、あくまで実施機関が作成して提示した検討のための素案であり、未成熟なものであることから、各関係権利者との間で必ずしも合意が図られている内容ではなく、かつ、関係権利者の内部で未調整な内容も多々含んでいるとのことである。

そのため、条例15条1項に定める意見照会を行ったところ、全ての関係権利者から開示に反対する意思表示がなされたとのことであり、本件対象公文書を一方的に公にすることは、関係権利者からの信頼を失い、本件地区計画に沿った同地区の一体再整備が円滑に行われなくなると実施機関は主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書の文書ごとの主な内容は別表のとおり

であり、各文書には、まちづくりに際して、本件地区計画の目標・基本的な考え方を踏まえた上での各関係権利者が再開発を行う際の条件、施設配置案、全体スケジュール案及びこれらに対する実施機関の意向や提案が記載されていることが確認された。また、これらの文書は、各関係権利者における内部管理情報を基に作成されており、関係権利者の内部においても未調整・未確定であると推測される情報が多分に含まれていることが認められる。

以上を踏まえると、関係権利者が開示に反対の意向を表明しているにもかかわらず、検討段階であるこれらの情報を公にすると、関係権利者からの信頼を失い、各関係権利者の意向や検討段階を確認しながら、今後も慎重に地域全体で進めていくべきまちづくり推進の遂行に支障を来し、本件地区計画に定める目標の実現が難しくなるという実施機関の主張は首肯できるものである。

したがって、本件対象公文書は条例7条6号に該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、それらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

【別表】

	本件対象公文書	主に記載された内容
1	平成27年6月19日配付文書	施設検討について 他
2	平成27年6月25日配付文書	施設検討について 他
3	平成27年8月28日配付文書	施設検討について 他
4	平成27年10月27日配付文書	施設検討について 他
5	平成27年10月29日配付文書	施設検討について 他
6	平成27年11月30日配付文書	スケジュール（案） 他
7	平成28年4月25日配付文書	スケジュール（案） 他
8	平成28年5月9日配付文書	スケジュール（案） 他
9	平成28年5月17日配付文書	スケジュール（案） 他
10	平成28年5月25日配付文書	スケジュール（案） 他
11	平成28年6月7日配付文書	スケジュール（案） 他
12	平成28年6月10日配付文書	スケジュール（案） 他
13	平成28年6月16日配付文書	スケジュール（案） 他
14	平成28年6月27日配付文書	まちづくりの進め方について 他
15	平成28年8月26日配付文書	スケジュール（案） 他
16	平成28年8月30日配付文書	スケジュール（案） 他
17	平成28年11月28日配付文書	まちづくりの進め方について 他
18	平成28年12月15日配付文書	まちづくりの進め方について 他
19	平成29年1月18日配付文書	施設検討について 他